報告日：平成26年3月25日

|  |  |
| --- | --- |
| 日　時 | 平成26年3月6日（木）午後13時30分開会～15時45分終了 |
| 場　所 | 市役所　6Ｆ大会議室 |
| 用　務 | 平成25年度第2回鶴岡市林業振興協議会 |
| 出席者 | 別紙名簿のとおり |

議事録

　鶴岡市林業振興協議会設置要綱第6条2項の規定に基づき、委員15名全員出席により会議は成立する旨を宣する。

１．開会　　　　　　小笠原農山漁村振興課長が開会を宣する。

２．あいさつ　　　　五十嵐農林水産部長、佐藤重夫林業振興協議会長

　　会議の進行については、規定により佐藤会長が行った。

３．協議

　　鶴岡市森林整備計画の変更（案）について、事務局より説明を行った。

（宮守委員）坂野下近くに大変大きい面積で、2ヶ所、伐採したが全然植林していない。再造林に対して、林家自身で行った場合補助事業はあるのか。

（事務局）伐採後の造林については、義務付けられているわけではない。天然更新と人工更新のいずれかの更新方法で選べる。伐採届けを提出していただく時点で、伐採後どのように更新するか決めていただき、その中で人工造林するという計画を出していただいた場合、期間内に造林されていない場合は行政から指導を行い、それでも従わない場合はさらに強い措置が取られる。委員指摘の伐採箇所については、天然更新で、5年の間は天然下種や萌芽を待つが、5年経っても更新されない場合は植林が必要になる。必ずしも皆伐したから再造林が必要なのではない。しかし保安林についてはまた別で、保安林の場合はほぼ皆伐したからには必ず再造林しなければならない。

（宮守委員）実際その方から聞いたのだが、造林するスギなどの苗代・植栽する委託料・その後の7年から10年の下刈を考えた場合に、木を伐採しても全然お金が残らない。今の状態では厳しいと思う。

（事務局）森林経営計画によって施業を集約化して効率的な施業行うことは、間伐だけでなく造林や下刈りなどの森林整備も含めた計画を作ること。林家個人で進めて造林補助金等を利用するよりも、経営計画制度を利用することによって、有利な補助を受ける形で造林を続けていただくというのが、現在の補助制度となっている。造林経費は、ha当り100万円以上かかるが、仮に経営計画の中に造林計画が含まれていると、100％ではないが、かなり高い補助が受けられる場合がある。

（野掘委員）事前配布の資料6ページの文章と今日配布されているものの文章が違っているのではないか。

（事務局）本日配っている資料で赤字のみになっている資料が正しい。

（野堀委員）その場合、「ただし」の後の、伐採跡地を森林法第21条第2項第4号の規定による焼畑の申請において、焼畑終了後がいつの時点になるのかが明確でない。たとえば焼畑して栽培が終わった時点が終了なのか、焼いた時点が終了なのか？たとえば焼畑をしてカブを1回植えた場合はその年で終わるが、次の年に別の作物植える場合も例外的ですがある可能性あって、この場合の焼畑は作物を作付したのが終わった段階を意味するのか。

（事務局）焼畑においては火入れ許可を取っていただいおり、その年度火入れし、作付したものを収穫した時点で終了ととらえている。輪作なり、次の作付にするというのは無いものであるととらえている。

（佐藤会長）カブを中心とした現行の焼畑では、次の年の栽培は焼畑ではないと認識している。

（本間委員）針葉樹が６０年も７０年もなって高齢化になってくると、下草として生える若い木がなくなってきたという考えがある。前は施業後すぐに皆伐したところに自然と種が生え、造林せずとも天然木が生える形で安定していた。再造林という話は前は何もなかった。組合の指導とか県の指導がそういうふうに変わったのか。

（事務局）再造林については、昔から続けられてきたことではある。材を売っても収入として返ってこないのであれば、1回切ったらもう1回植えようという意識はかなり低くなる。こうしたことから再造林が減っているというのが現状である。再造林という言葉自体は昔からあるもので、今回は再造林がなかなかされない現実もあることから、若干要件を緩和して再造林につながればということも含んだ造林期間の変更になっている。

（本間委員）列状間伐でなくて、ある一定の面積を全部皆伐する。そしてそこには木を植えないで、そこあるいろんな雑木の種子が発芽し育ち、そこが安定したらまたこの場所切る。そのような説明ともとらえられるが。

（事務局）更新方法が2種類認められているということ。天然更新とは、言葉悪いが、放っておけば種が飛んできて、長い目で見れば広葉樹の森林に帰っていくのが天然更新と言われる伐採跡地を森林に帰す方法。もう一つの方法は、もう一度スギを植えてスギ林として育成を図っていく。この2つの方法を森林所有者が選べるということ。

（本間委員）要するに選べるということなのか？

（事務局）そうですね。しかし保安林ではそれは出来ない

（伊藤委員）天然更新ということですが、そのまましておけば種があるから自然と生えてくるということでかまわないでおいてもいいというやり方で理解してよいか？

（事務局）5年の間に更新されればいい。5年で更新が図られない場合は植栽による更新を図る。

（伊藤委員）最近スギよりも雑木の方が価値があるような気がするので、そういうのもありかなと思う。

○計画について、挙手多数により承認されました。

４．報告

　①地域森林整備推進協定について（国有林と民有林との森林共同施業団地設定）、事務局より説明を行った。

（西委員）補足説明を行った。

（佐藤会長）この件につきましては、報告でございますので説明をもって皆様からご理解を得たとおもって進めていきたいと思います。今後も共同施業団地の設定は積極的に好意的に進めようというようなことを聞いています。その際に場合によっては、当協議会設置要綱の第7条の規定による部会を設置しまして審査したうえで、皆さんにご報告するようにしたいと思います。このことについてもみなさんの御承知くださるようお願いします。

②平成26年度鶴岡市林業振興事業について事務局より説明を行った。

５．意見交換

（野堀委員）最近の木材価格の動向とバイオマスエネルギーについて

（藤井委員）林道八方峰線と加速化事業の今後について

（岩波委員）木材の需給バランスとその背景及び木質バイオマス発電と地域産材利用について

（大和委員）再造林の現状と架線利用及び木材搬出殿敷き砂利助成について

（友和委員）山林荒廃と地域産材利用及び指導者・技術者の育成について

（齋藤委員）鶴岡住宅活性化検討会による地域産材利用拡大について

（加藤委員）森林文化都市としての森林育成と人材育成についても

（伊藤委員）森林共同施業団地設定の推進と競争力の高い林業について

（鈴木委員）策動技術者の育成と共販市などの開催について

（上林委員）森林環境教育として子供たちへの林業体験学習森林の推進について

（宮守委員）森林の多面的機能としての二酸化炭素固定と林家が生活できる森林文化都市について

（本間委員）森林整備の実施状況に合わせ予算配分の重点化について

（菅原委員）森林共同施業団地の推進及び地域産材利用拡大のための住宅団地供給について

（西委員）　森林共同施業団地における路網整備と木質バイオマス材などへの供給について

（佐藤会長）皆伐と再造林並びに高性能林業機械の技術者育成について

７．閉会　15：45